

ま え が き

新しい学習指導要領は、中央教育審議会答申を踏まえ、次の方針に基づき改訂されました。

ア 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。

イ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成20年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。

ウ 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

今回の学習指導要領の改訂では、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていくことが求められています。

新しい学習指導要領の理念が、各学校において浸透し、これに基づく教育が展開されていくためには、教員をはじめとする学校関係者が、新学習指導要領の理念や内容についての理解を深めることが不可欠です。そこで、県教育委員会では、本年7月に教育事務所ごとに教育課程地区説明会を開催するなどして、その理解の促進に努めているところです。

併せて、「埼玉県小・中学校教育課程編成要領」の改訂に着手し、小学校の平成32(2020)年度、中学校の平成33(2021)年度からの全面実施に向けた準備を進めております。

国においては、可能なものはできる限り早期に実施するという基本方針の下、平成30年度から一部を先行して実施することとし、平成29年7月7日に移行措置に関する省令及び告示が公布・公示されました。

この中で総則、総合的な学習の時間、特別活動については、小・中学校とも平成30年度から新学習指導要領によるものとされ、特別の教科道徳については、小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から新学習指導要領によるものとされました。また、小学校においては国語、社会、算数、理科、中学校においては国語、社会、数学、理科、保健体育について、指導する学年の変更などにより指導内容の欠落が生じることがないように特例が定められています。さらに小学校における外国語活動については、新学習指導要領の外国語活動(第3、4学年)及び外国語科(第5、6学年)の内容の一部を加えて必ず取り扱うものとしています。

その他、一部先行して実施することが定められた内容以外に、学校の判断により新学習指導要領によることや、内容を取り入れて実施することも可能としており、各学校は、移行期間中の指導計画を適切に作成するとともに、全面実施初年度への接続に十分留意することが求められています。

こうした移行措置へ対応するため、県では、移行期間中における教育課程の編成・実施に当たっての留意事項等を整理した「埼玉県小・中学校学習指導要領移行の手引」を作成いたしました。

各学校においては、本書を十分活用され、学校や地域等の実態に即し、児童生徒の発達の段階に応じた適切な教育課程を編成・実施されますよう期待いたします。

平成29年12月

教育局市町村支援部義務教育指導課長 大根田 頼尚